

建築物等の整備計画

●建築物等の用途の制限

地区の細区分ごとに次に掲げる建築物等の建築はしてはならないこととします。

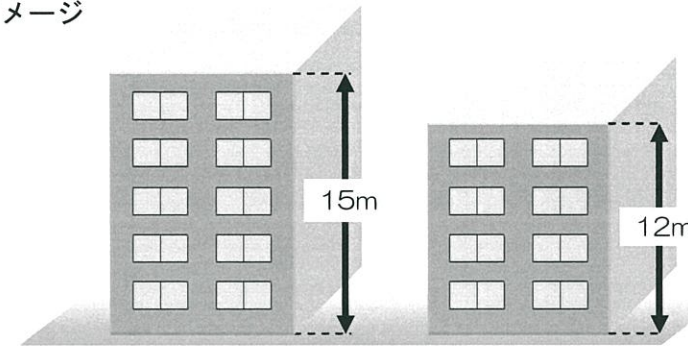
地区の細区分	①相可一区エリア 沿道住宅地	②相可二区エリア 沿道住宅地	③相可二区エリア 低中層住宅地
(用途地域)	(第一種住居地域)	(第二種住居地域)	(第一種住居地域)
細区分の面積	5.9ha	3.6ha	7.0ha
建築物等の用途の制限 (建築してはならないもの)	1 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの) ※既に建っている建築物については、増改築等(床面積の1.2倍まで)を行っても、その用途で使用可	1 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)	1 建築基準法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 2 ホテル又は旅館 3 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 4 自動車教習場 5 畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)

●建築物等の高さの最高限度の制限

居住環境やまちなみ景観との調和を目指し、地区の細区分ごとに建築物等の高さ制限を定めます。

地区の細区分	①相可一区エリア 沿道住宅地	②相可二区エリア 沿道住宅地	③相可二区エリア 低中層住宅地
建築物等の高さの最高限度	15m (5階程度)	15m (5階程度)	12m (4階程度)

制限する高さのイメージ



計画図

●道路の配置及び規模

名称	現況幅員	計画幅員	延長
(変更前)9-1	(-)	(9.0m)	(107m)
(変更後)8-1	6.0m	8.0m	111m
小計			111m
5-1	3.9m	5.0m	104m
5-2	4.4m	5.0m	74m
5-3	2.9m	5.0m	86m
5-4	3.9m	5.0m	87m
5-5-1	2.7m	5.0m	56m
5-5-2	-	5.0m	39m
5-6	4.5m	5.0m	134m
5-7	3.3m	5.0m	139m
5-8	3.3m	5.0m	220m
小計			939m
(カッコ内変更前)			(1,046m)
合計			1,050m

